

I はじめに

今や、犬や猫たちは飼い主にとって喜びや安らぎを与えてくれる「家族」であり、一昔前のような番犬やネズミ取りの為にという飼育理由はほとんど見られません。都会ではペット飼育可のマンションが増え、医療も高度化し、ドッグランやペットとともに楽しめる施設もあちらこちらにでき始めております。しかし、一方で、社会を震撼させるような動物虐待やみだりな殺傷事件が立て続けに起こり、そうした事件を起こした人物が人へも危害を加えてしまうという暴力の連鎖が起こっていることも事実です。

また、「かわいそう」と飼い主から見放された動物を引き取り保護しているうちに、その数とその人の適切な飼育管理能力を超えてしまい、劣悪な飼育環境の多頭飼育者になってしまっている事例や、ブリーダーが繁殖しても売れず、手元の動物数が手におえないほどになった事例等各地の自治体で見られます。お金も人手も動物が暮らすスペースもなく、動物は糞尿やゴミが山積した中で、食料も欠乏し、病気になっても手当もされず、ほとんど掃除されたことのないケージに閉じ込められているか繋がれています。人の生活スペースもないこともしばしばです。

これらのことに対応すべく、平成25年9月に改正施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、第6章罰則の第44条第2項において、ネグレクトに当たる「衰弱させる等」（改正前）の例示が追加され、「酷使、拘束による衰弱、病気やけがの放置、排せつ物が堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼養保管すること」等が明文化されました。罰則も愛護動物の殺傷（第1項）に対しては2年以下の懲役または200万円以下の罰金、虐待（第2項）や遺棄（第3項）に対しては100万円以下の罰金と改正前の2倍になりました。

人と動物が共に幸せに暮らす社会を築くには、生命尊重や動物愛護の普及啓発と共に、改正された法律をフルに活用し、動物愛護担当行政のみならず、警察、公衆衛生や環境衛生の担当者、獣医師会等の動物の専門家や人の福祉関係者、団体・ボランティア等とネットワークを組み、協力して早期発見・早期改善を指導し、未然に動物虐待を防ぐことが重要です。

本調査では、過年度の調査結果を踏まえて、新たな動物虐待事例等の情報を収集するとともにそうした事案に対して、今後、自治体が適切な対応を取ることができるよう参考となる情報を収集しました。